

# 健康・保健

## ●病院・医院

診療時間は病院・医院によって異なりますが、病院は午前のみなどと限られている場合が多く、医院は午前と午後の場合が多いです。日曜、祝日は休診です。

緊急に医療機関での受診が必要な場合は、休日当番医で診療が受けられます。北上市が発行する広報紙「広報きたかみ」（日本語のみ）と市のホームページに情報が掲載されています。

※県のホームページ「いわて医療情報ネットワーク」では、外国語対応が可能な病院が検索できます。

<http://www.med-info.pref.iwate.jp/>

## ●健康保険

外国人であっても企業に雇用されている人は社会保険、それ以外の人で在留資格を持って適法に3カ月を超えて在留する場合は国民健康保険に加入することとなっています。この場合、医療費の負担は実際の医療費の3割になります。

※県のホームページでは、外国人のための「いわて保健サービスガイドブック」ファイルをダウンロードできます。

<http://www.pref.iwate.jp/view.rbz?nd=3195&of=1&ik=3&pnp=60&pnp=344&pnp=3195&cd=17787>

# ごみの出し方・分け方

## ●ごみの出し方、分け方

- ・ごみは、燃えるごみ、燃えないごみ、資源ごみに分別します。分別については、「北上市ごみ百科」で確認してください。
- ・燃えるごみ／燃えないごみは市指定袋に入れて出してください。袋に入らない場合はシール券を貼ってください。市指定袋とシール券は、スーパーやコンビニで購入できます。
- ・燃えるごみ／燃えないごみはお近くの指定された集積所に出してください。
- ・資源ごみは資源ごみステーションに出してください。
- ・収集日は、「ごみカレンダー」で確認してください。
- ・ごみはごみ収集日午前8時まで(資源ごみは8時30分まで)に出してください。
- ・収集日前にごみを出さないでください

## ●手数料袋とシール券

容量	手数料袋				シール券 (1枚)
	10ℓ	20ℓ	30ℓ	40ℓ	
1袋(10枚入)	150円	310円	470円	630円	100円



詳しくはクリーン推進課へ。  
英語版「ごみの分け方・出し方」もあります。

(窓口) クリーン推進課 ☎72-8284

和賀庁舎1階(北上市和賀町横川目11-160)

# 北上市国際交流ルーム

日本人と外国人が交流できる場を提供しています。

## ●外国人に関する相談

スタッフによる相談(常時受け付け)

日本語の習得、生活相談など

場所：北上市生涯学習センター内 国際交流ルーム

日時：毎週月曜日～土曜日13:00～19:00

行政書士による相談(通訳が必要な場合は要予約)

ビザ取得、在留資格の変更、国際結婚、帰化申請、永住、入国許可、国籍や戸籍関係などの専門的な手続きについて。

場所：北上市生涯学習センター会議室

日時：毎月第4木曜日(要予約)15:00～18:00

## ●各種情報

■外国人のためのいわて生活相談ガイド

<http://www.pref.iwate.jp/~hp0312/seikatsu-sodan/>

■多言語生活情報

<http://www.clair.or.jp/tagengorev/ja/index.html>

■公益財団法人岩手県国際交流協会

<http://iwate-ia.or.jp/>

■北上市の観光パンフレット

英語・中国語・韓国語のパンフレットを国際交流ルームに  
おいていますので活用ください。

北上市国際交流ルーム ☎63-4497

北上市大通り一丁目3-1 おでんせプラザぐろーぶ3階

開館日：月～土曜日 13:00～19:00

休館日：日曜・祝日、第3水曜日、年末年始

ホームページ：<http://www.k-iah.com/>

Eメール：[kiah@kitakami.ne.jp](mailto:kiah@kitakami.ne.jp)

facebook：<http://facebook.com/kiah4497>



# 外国人のみなさんへ

## 緊急時の連絡先・連絡方法・災害時の避難場所

### 火事・けが・急病のときは 救急車・消防車 ☎119

消防署では次のことをお尋ねしますので、  
落ち着いてはつきりと伝えてください。

- ①火事なのか、救急なのか、救助なのか
- ②発生場所の住所、氏名、目標物など
- ③火事の場合→何が燃えているのか
- ④救急の場合→急病人かけが人かなどの事故種別、応急手当ができるか
- ⑤火災・救急患者の状況はどうか

### 事件・事故のときは警察 ☎110

### 災害時の避難場所

市内各所に収容避難場所を設定しています。あらかじめ居住区域や付近の避難場所をお確かめください。

※避難所先は、本書8・9ページをご覧ください。

### こどもの急な病気に困ったら

年中無休／19時から23時まで

こども救急電話相談 ☎019-605-9000

または局番なしの #8000

## 届出

平成24年7月9日から外国人登録法が廃止され、外国人住民も住民基本台帳制度の対象になりました。外国人の住民登録は本庁舎での手続きとなります。ただし、住民票、印鑑登録証明書などの発行・交付は、各庁舎でも取り扱いがあります。

### ●住民票を作成する外国人住民の対象

観光などの短期滞在者などを除き、在留期間が3カ月を超えて滞在し、住所を有する外国人住民に住民票が作成されます。対象となるのは、次のいずれかに該当する人です。

- 1、中長期在留者
- 2、特別永住者
- 3、一時庇護許可者または仮在留許可者
- 4、出生による経過滞在者又は国籍喪失による経過滞在者

### ●外国人登録証明書がなくなります

「外国人登録証明書」に替わり「在留カード」または「特別永住者証明書」が交付されます。

今回の制度改正後も、しばらくの間は現在の「外国人登録証明書」が有効ですが、永住者は平成27年7月8日まで

に入国管理局で、特別永住者は登録証明書に記載されている次回確認(切替)申請期間までに北上市役所で在留カードへの切替申請をしてください。その他の中長期滞在資格をお持ちの人は、基本的に制度導入後の在留期間更新等の手続きの際にカード交付申請を入国管理局ですることとなります。

### ●市外へ転出するときには転出届が必要となります

他の市区町村へ住所を移す場合、日本人と同様に市区町村で転出手続きを行い、「転出証明書」を受け取った後、転入先の市区町村窓口に入居届をします。出国するときも、国外転出手続きが必要です。

外国人住民の住民基本台帳制度などに関する電話相談窓口は以下のとおりです。

### 【法務省 外国人在留総合インフォメーションセンター】

0570-013-904

03-5796-7112 (IP電話、PHSから通話の場合)

受付時間 8:30～17:15(土日祝日を除く)

## 市役所の主な窓口

※庁舎案内図は本書47ページをご覧ください

担当課	場所	内容
市民課 消費生活センター	本庁舎1階	住所変更届(転入・転出・転居)、戸籍届(出生・婚姻・死亡)、印鑑登録、消費生活相談、市民相談など
健康増進課	本庁舎1階	母子手帳・検診 など
国保年金課	本庁舎1階	国民年金、国民健康保険(資格取得・喪失、出産育児一時金、高額療養費、医療費給付 など)

担当課	場所	内容
市民税課	本庁舎1階	所得・課税・営業証明書、個人市民税 など
子育て支援課	本庁舎4階	児童手当、児童扶養手当、保育園、幼稚園 など
学校教育課	本庁舎4階	小学校、中学校 など
収納課	本庁舎4階	市税の支払い